

「国の普天間飛行場の危険性放置に関する訴訟の可能性調査報告」について (市長コメント)

宜野湾市が今年度の当初予算に措置し、4月に委託した「国の普天間飛行場の危険性放置に関する訴訟の可能性調査」が6月24日までに完了し報告書を受理した。

本市は、2009年2月に策定した「第三次普天間飛行場返還アクションプログラム」の一環として「人権的観点から国際機関や司法の場へ訴えることを検討し、取り組んでいく」ことを行動展開の中で定めた事業として位置付けている。

私は、2003年4月の市長就任以来米軍の安全基準や日本の航空法が適用されない普天間飛行場の危険性を指摘し、運用の停止を求めてきた。本市がこれまで幾度となく普天間飛行場の危険性や騒音被害などを国に指摘してきたにも拘わらず市民への被害は益々増大し受忍限度を超えた運用が続いている。

一方、日米両政府は、1996年3月の「普天間飛行場の航空機騒音規制措置」や2000年9月の「環境原則に関する共同発表」さらには、2007年8月の「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」などを合意しているにも拘わらず住民にとって、目に見える形での改善がされることなく危険性は放置され、市民の騒音被害は増える一方である。

今回の調査報告は、国によるアメリカ合衆国への普天間基地の提供は、憲法92条、94条が保障する宜野湾市の自治権と憲法32条が保障する裁判を受ける権利を侵害し、憲法14条が保障する地方自治体の平等原則に違反し、「飛行場としての安全性」を欠く施設提供は著しく受忍限度を超え違法であるとし、訴訟を提起すること、宜野湾市が被ってきた損害について国家賠償請求を提起することの2点を提言している。

市としては、今回の調査報告を受けて市民の生命財産を守る責務から市民利益に即した提訴の判断をしていきたいと考える。今後の行政手続きとして、宜野湾市基地対策協議会へ諮問し、審議をいただき答申を受け、庁内議論をとおして提訴の時期、等について判断していきたい。市が司法に提訴するには、予算措置を含め市議会議決が必要されることから市議会への説明と理解を得ながら取り組んで参りたい。

今後とも、「普天間飛行場返還アクションプログラム」に沿って普天間飛行場の危険性除去と早期閉鎖・返還に向け取り組んでいくが、戦後65年経過した現在まで在日米軍施設の75%が沖縄に存在し過酷な基地負担を押し付けられ、市民・県民は基本的人権さえ踏みにじられた生活を強いられていることから、政府の普天間飛行場の提供のあり方を司法に問うていきたい。

2010年7月2日
宜野湾市長 伊波 洋 一